

ID: 1101

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	違反する行為をしている者に対する停止命令等（午後八時から翌日の午前六時までの間における劇場、映画館その他これらに類する営業施設の経営に伴って発生する騒音により条例第百三十六条の規定に違反する行為をしている者に対する停止命令等を除く。）		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第139条第1項		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【根拠条文】 (停止命令等) 第百三十九条 知事は、第百二十六条、第百二十九条から第百三十四条まで及び第百三十六条の規定に違反する行為をしている者があると認めるとき(騒音、振動及び廃棄物等の焼却行為については、前二条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき)は、その者に対し、期限を定めて生活環境に及ぼす支障を防止するために必要な限度において、当該違反行為の停止、施設の改善、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の改善その他の必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日